

# 有料職業紹介事業

## 許可有効期間更新申請必要書類等（法人）

有料職業紹介事業の許可の有効期間の更新を行うには、職業安定法第31条の要件（許可基準）を満たしたうえで、許可の有効期間が満了する日の3か月前までに、事業主管轄労働局に下記①～⑦の書類等を提出する必要があります。申請日の超過は認められませんので、十分に余裕をもって準備してください。

なお、届出を必要とする変更事項について未届けのものがある場合は、許可の有効期間の更新申請の手続きに先立って、変更の届出手続き（事業報告書の提出を含む）を行う必要があります。

※③④は、すでに提出したものに変更が無い場合は提出不要です。

※⑩は、職業安定法の改正（令和4年10月1日施行）により職業紹介事業の許可基準が改正されたことを受け、令和4年10月1日以降に有効期間の更新を受ける場合は改正後の許可基準に適合しているかの確認として提出が必要となります。

①有料職業紹介事業許可有効期間更新申請書（様式第1号）【正本1部・コピー2部】

②有料職業紹介事業計画書（様式第2号）【正本1部・コピー2部】

□ 有料職業紹介事業を行う事業所ごとに作成してください。

③定款【コピー2部】

□ 既に提出されたものに変更がない場合は、提出不要です。

④法人の登記事項証明書（履歴事項証明書）【正本1部・コピー1部】

□ 既に提出されたものに変更がない場合は、提出不要です。

⑤職業紹介責任者講習受講証明書【コピー2部】

- 事業所ごとに選任した職業紹介責任者の、「職業紹介責任者講習受講証明書」の写しを添付してください。
- 受講（修了）日が、許可の有効期間が満了する日前5年以内のものに限ります。

⑥法人税の確定申告書（別表1および別表4）【コピー2部】

- 最近（直近）の事業年度のものに限ります。
- 納税地の所轄税務署の受付印があるものを提出してください。電子申告の場合は、納税地の所轄税務署に受け付けられた旨が確認できるもの（e-taxからの「受信通知」を印刷したもの）の添付が必要です。
- 連結納税制度を採用している場合は、下記書類を提出してください。
  - 連結法人税の確定申告書の写し（別表1の2「各連結事業年度分の連結所得にかかる申告書」および「個別帰属額等の一覧表」のみで可）
  - 連結法人税の個別帰属額の届出書および別表4の2「個別所得の金額の計算に関する明細書」
  - 連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書（別表7の2付表1）※作成した場合のみ提出してください。

⑦納税証明書「その2」（法人税の所得金額の証明書）【正本1部・コピー1部】

- 最近（直近）の事業年度のものに限ります。
- 連結納税制度を採用している場合は、連結所得金額に関するものを提出してください。

**⑧貸借対照表・損益計算書・株主（社員）資本等変動計算書** 【コピー2部】

最近（直近）の事業年度のもので、納税地の所轄税務署の提出したものに限りません。

**⑨手数料（収入印紙 1万8千円 × 「有料職業紹介事業を行う事業所数」分）**

申請窓口で申請書類のチェックを受けた後に、申請書類（様式第1号の正本）に貼付してください。

**⑩業務の運営に関する規程** 【コピー2部】

改正後の許可基準を満たし、必要な項目が具備されている必要があります。  
（令和4年職業案法改正内容を反映したモデル例あり）

**⑪その他**

①～⑩以外について、必要に応じて補足資料の提出が必要となる場合があります。

**問い合わせ先：兵庫労働局職業安定部需給調整事業課 TEL:078-367-0831**